

海上自衛隊達第21号

俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第10条及び防衛省職員給与簿規則（昭和30年防衛庁訓令第12号）第17条の規定に基づき、海上自衛隊自衛官任用一時金支給規則を次のように定める。

平成22年7月1日

海上幕僚長 海将 赤星 慶治

## 海上自衛隊自衛官任用一時金支給規則

改正 平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号  
平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号  
令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号  
令和元年12月27日 海上自衛隊達第19号

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊において自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者（以下「任用者」という。）に支給する自衛官任用一時金（以下「一時金」という。）の支給及び償還に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（一時金支給機関）

第2条 一時金の支給及び償還は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第19条の2第2項に定める支給月（以下「一時金支給月」という。）に、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第10条の定めるところにより、任用者が所属する俸給支給機関（以下「一時金支給機関」という。）において行う。

（一時金の支払者）

第3条 一時金の支払者は、一時金支給機関を所掌範囲とする資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。以下同じ。）とする。

（管理簿の作成）

第4条 防衛省職員給与簿等規則（昭和30年防衛庁訓令第12号。以下「規則」という。）第15条に規定する自衛官任用一時金管理簿（以下「管理簿」という。）は別記様式第1のとおりとする。

2 管理簿は、一時金支給月に任用者が所属する部隊等（海上幕僚監部、防衛大臣直轄部隊、防衛大臣直轄部隊の編成に加わる各級の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。以下同じ。）の長（クルーを置く部隊に所属する自衛艦の長を除く。）並びにクルー長（以下「部隊等の長等」

という。)が作成するものとする。

(支給簿の作成及び送付)

第5条 部隊等の長等は、自衛官任用一時金支給簿(別記様式第2。以下「支給簿」という。)の履歴事項を記入し押印した後、正本1部、副本1部を作成し、前条に定める管理簿に添えて、一時金支給月の3日までに一時金支給機関の資金前渡官吏に送付するものとする。

(一時金の支給手続)

第6条 資金前渡官吏は、管理簿及び支給簿を受領した場合は、速やかに審査を行い、支給簿に基づいて、一時金を一時金支給月の18日に支払うものとする。ただし、18日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、18日の直前のこれらの日以外の日とする。

2 資金前渡官吏は、一時金を支払った後、管理簿及び支給簿に支払証明をし、管理簿を部隊等の長等に送付するとともに、任用者及び部隊等の長等に支給簿の写しをそれぞれ送付するものとする。

3 任用者は、一時金の支払を受けたときは支給簿に押印しなければならない。ただし、任用者が次条の規定により一時金について振込みの方法によって支払を受けるときは、この限りでない。

4 部隊等の長等は、任用者が自衛隊法(昭和29年法律第165号)第36条第3項に規定する期間を満了するまでの間に部隊等を異にして異動する場合は、異動先の部隊等の長等に管理簿を送付するものとする。

(一時金の口座振込み)

第7条 任用者は、一時金の支払を預金又は貯金への振込みの方法で希望する場合は、自衛官任用一時金口座振込申出書(別記様式第3)を作成し、一時金支給機関の資金前渡官吏に送付するものとする。

(一時金の償還管理者)

第8条 規則第16条第1項の規定による海上幕僚長が指定する償還管理者は、同項に規定する償還義務者の所属する部隊等の長等とする。

(一時金の償還手続)

第9条 償還管理者は、償還義務者が発生した場合は、速やかに規則第16条第2項に規定する自衛官任用一時金の償還金額等通知書(以下「償還金額等通知書」という。)を作成し、当該償還義務者に通知するとともに、自衛官任用一時金償還義務者発生通知書(別記様式第4)を作成し、管理簿の写し及び償還金額等通知書の写しを添えて、一時金支給機関の長に通知するものとする。

2 一時金支給機関の長は、償還義務者発生通知書を受領した場合は、規則第16条第3項の規定により処理するものとする。

(一時金支給日前の死亡離職時の手続)

第10条 任用者が一時金の支給日前に防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「防給法」という。）第26条の2第3項第1号の規定に該当し離職（以下「死亡離職」という。）する場合は、防給法第27条の14の規定の例によりその遺族に対して一時金を支給するものとする。

2 部隊等の長等は、任用者が死亡離職した場合は、遺族から戸籍謄本その他当該遺族と死亡者との身分関係を明らかにする書類を受理するとともに、速やかに一時金支給機関の長に当該書類を添えて、死亡離職の旨を通知するものとする。

3 一時金支給機関の資金前渡官吏は、第1項の遺族に一時金を現金で支払う場合は受領書（別記様式第5）を、遺族の希望に基づき振込みにより支払う場合は自衛官任用一時金口座振込依頼書（別記様式第6）を受理するものとする。

(一時金の償還義務を免除する場合の手続)

第11条 償還管理者は、任用者が防給法第26条の2第3項ただし書に該当し離職する場合は、任用一時金償還義務免除通知書（別記様式第7）を作成し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに一時金支給機関の長に通知するものとする。

(1) 防給法第26条の2第3項第1号に該当する場合 死亡診断書その他死亡を証明することができる書類

(2) 防給法第26条の2第3項第2号に該当する場合 公務災害補償通知書の写し又は人事発令通知書の写し

(一時金の償還義務が消滅した場合の手続)

第12条 防給法第26条の2第4項に規定する償還義務の消滅に係る死亡の確認は、償還義務者の遺族から死亡診断書その他死亡を証明することができる書類の提出を受けて行うものとする。

2 償還管理者は、前項の規定により償還義務者の死亡を確認した場合は、任用一時金償還義務消滅通知書（別記様式第8）を作成し、当該償還義務者の死亡を確認した書類を添えて、速やかに一時金支給機関の長に通知するとともに、任用一時金の償還義務消滅通知書（別記様式第9）を作成し、速やかに当該遺族に通知するものとする。

3 一時金支給機関の長は、前項の規定により任用一時金償還義務消滅通知書を受領した場合は、規則第16条第3項の規定により処理するものとする。

(管理簿の保存)

第13条 部隊等の長等は、任用者が自衛隊法第36条第3項に規定する任用者の当該自衛官としての任用期間を満了するまでの間、管理簿を保存しなければならない。

附 則

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 29 年 10 月 31 日海上自衛隊達第 27 号〕抄

- 1 この達は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 31 年 4 月 26 日海上自衛隊達第 11 号の附則〕

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
  - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第 8 条第 1 項
  - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 6 条、第 6 条の 2、第 9 条第 2 項又は第 9 条の 2
  - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第 39 条第 1 項又は第 74 条第 1 項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔令和元年 6 月 27 日海上自衛隊達第 7 号の附則〕

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔令和元年 12 月 27 日海上自衛隊達第 19 号の附則〕

(施行期日)

- 1 この達は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(自衛官任用一時金管理簿及び自衛官任用一時金支給簿に関する経過措置)
- 2 この達の施行の際現に存するこの達による改正前の海上自衛隊自衛官任用一時金支給規則第 4 条第 1 項に規定する別記様式第 1 に掲げる事項を記載した自衛官任用一時金管理簿及び同達第 5 条に規定する別記様式第 2 に掲げる事項を記載した自衛官任用一時金支給簿は、この達による改正後の海上自衛隊自衛官任用一時金支給規則第 4 条第 1 項に規定する別記様式第 1 に掲げる事項を記載した自衛官任用一時金管理簿及び同達第 5 条に規定する別記様式第 2 に掲げる事項を記載した自衛官任用一時金支給簿とみなす。

(様式用の紙に関する経過措置)

- 3 この達の施行の際現に存するこの達による改正前の海上自衛隊自衛官任用一時金支給規則別記様式第1及び別記様式第2の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

自衛官任用一時金管理簿

職員番号/認識番号		所属	部隊等名	発令年月日
フリガナ氏名				
入隊年月日	年月日			
2士任用年月日 (根拠)	年月日			

支 給				
一時金支給額(a)			支給年月日	年月日
控除額(b)	所得税		支払部隊等名	
	小計			
差引支給額(c=a-b)				
			資金前渡官吏 年月日 (官職) (氏名)	印

償 還				
離職年月日	年月日	離職時までの勤続期間 (d)	~ : 月	
償還免除の有無		控除期間 (e)		
免除の事由			実勤続期間(f=d-e)	
償 還 金 額 の 算 定				
償還金額(g)	一時金支給額(a)	実勤続期間(f)	率	
=		×	3月未満	100/100
			3月以上 7月未満	75/100
			7月以上 11月未満	50/100
			11月以上 15月未満	25/100
離隊後の連絡先	(〒 ) (電話番号) 住所:			
還付納税額(h)	計算式		差引償還額(g-h)	
	(b) = (g) × 税率( %)			
還付請求先納税署	(〒 ) (電話番号) 住所:			

特記事項	
------	--

自衛官任用一時金支給簿

部隊等名: \_\_\_\_\_

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

自衛官任用一時金支払明細書

受領印	階級	氏名	職番/認番	入隊年月日	任用年月日	一時金の額	所得税額		差引支給額	支払年月日

部隊等の長  
 年 月 日  
 (官職)  
  
 (氏名)  
 印

俸給支給機関の長  
 年 月 日  
 (官職)  
  
 (氏名)  
 印

資金前渡官吏  
 年 月 日  
 (官職)  
  
 (氏名)  
 印

自衛官任用一時金口座振込申出書

( 年 月 日提出)

資金前渡官吏

殿

所属:

(フリガナ)  
氏名:

印

住所:〒

電話

自衛官任用一時金の支払は、下記の銀行に振り込まれたく申し出ます。

記

振込先	銀行等名	銀行							支店
	預金種別	信用金庫							
	口座番号								
摘要	支払項目	自衛官任用一時金	任用一時金支給簿のとおり。						
振込開始時期	年 月 日								

備考1 該当する事項を○で囲む。

2 ゆうちょ銀行の支店名は記号(5けた)を記入し、預金種別が不明の場合は空欄とする。

3 通帳等の写しを添付する。



発簡番号  
発簡年月日

（一時金支給機関の長）

殿

（償還管理者）印

自衛官任用一時金償還義務者発生通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第3項に該当する自衛官任用一時金償還義務者が発生したので通知する。

1 償還義務者

（退職時の所属） （退職時の階級） （氏名）

2 退職年月日

令和 年 月 日

3 退職後の連絡先

（1）住所

（〒 - ）

（2）電話番号

4 償還金額

円

別記様式第5（第10条関係）

海上自衛隊

資金前渡官吏

（階級） （氏名） 殿

## 受領書

私は、元自衛官（階級）（氏名）に対する防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第1項の規定による自衛官任用一時金として、下記の金額を受領しました。

記

¥ \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

住所：〒

氏名：

印

（元自衛官との続柄： ）

自衛官任用一時金口座振込依頼書										
(        年        月        日提出)										
<p>資金前渡官吏</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">依頼人(元自衛官との続柄:        )</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) 氏名:        印</p> <p style="text-align: right;">住所:〒</p> <p style="text-align: center;">電話</p> <p>元自衛官(離職前の所属:        階級:        氏名:        )に対する 自衛官任用一時金の支払は、下記の銀行に振り込まれたく依頼する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>										
振込先	銀行等名			銀行 信用金庫						支店
	預金種別			普通預金・当座預金・						
	口座番号									右詰めで記入
摘要	支払項目	自衛官任用一時金	任用一時金支給簿のとおり。							
振込開始時期		年 月 日								
<p>備考1 該当する事項を○で囲む。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 ゆうちょ銀行の支店名は記号(5けた)を記入し、預金種別が不明の場合は空欄とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 通帳等の写しを添付する。</p>										

発簡番号  
発簡年月日

（一時金支給機関の長）

殿

償還管理者 印

任用一時金償還義務免除通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第3項の規定により、下記のとおり退職者の償還義務を免除したので通知する。

記

1 償還義務を免除した退職者  
（退職時の所属） （退職時の階級） （氏名）

2 免除理由（該当する理由の記入欄に○を記入する。）

免除理由	記入欄
死亡による離職	
公務による災害のため心身に故障を生じた自衛隊法（昭和29年法律第165号）第42条第2号の規定に該当する免職又は同条第4号の規定に該当する免職	

発簡番号  
発簡年月日

（一時金支給機関の長）

殿

償還管理者 印

任用一時金償還義務消滅通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第4項の規定により、下記のとおり償還義務者の償還義務が消滅したので通知する。

記

- 1 償還義務者  
（退職時の所属） （退職時の階級） （氏名）
- 2 死亡年月日  
年 月 日

発簡番号  
発簡年月日

（償還義務者のご遺族名）殿

償還管理者 印

任用一時金の償還義務消滅通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第3項の規定による元（階級）（氏名）殿の自衛官任用一時金の償還義務は、同条第4項の規定により、消滅しましたのでお知らせします。